

## 地場産品販売促進事業業務委託仕様書

### 1 業務委託名

地場産品販売促進事業業務委託

### 2 業務目的

市内及び首都圏において佐渡産品の販売所を設置し、佐渡においては地元農家の朝取り生鮮野菜などの農林水産物や加工品を消費者及び観光客に直売することにより地産地消を推進する。

また、首都圏においては、佐渡産品の知名度アップと消費拡大を目指し新たな販路を獲得することを目的に、佐渡の農林水産物や果物、佐渡産米、工芸品の販売を行い、佐渡の農林水産業・商工業・佐渡観光の情報発信基地としての役割を担う。

### 3 履行期間

契約日から平成23年3月31日まで

### 4 委託業務の実施場所

佐渡市新穂大野1650番地2 旧佐渡市中央消防署南支所及び首都圏販売店

### 5 業務内容

市内及び首都圏において、失業者を雇用し、佐渡産品の販売所を設置することにより地場産品の販売促進を図るとともに佐渡の情報発信を行う。

(1) 農産物及び特産品の販売戦略を行うために以下の取り組みを行う。

#### ① 地産地消による島内消費の促進

地産地消を促進するために、地元で取れた物を地元で消費する販売方法の構築。

#### ② 外貨獲得のための島外販売

佐渡産品の普及拡大のため首都圏で販売店を設置し、新たな購買層の発掘と顧客の定着化を図る。

#### ③ 佐渡の農林水産業・商工業・佐渡観光振興のための情報発信

### 6 実施条件

- (1) 当該委託事業に従事する予定の全労働者数は7人とする。うち、新規雇用する予定の失業者の数は7人とする。(佐渡市販売店4人、首都圏販売店3人)
- (2) 当該委託事業により新規雇用する労働者の雇用期間は、平成22年4月23日から平成23年3月31日までの間とする。
- (3) 当該委託事業で新規雇用する労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申し込みを行うなど、募集の公開を図るものとする。
- (4) 失業者を新規雇用する際に、雇用予定者に失業者であることについて確認するものとする。
- (5) 新潟県ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領（新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領）第5の1に反した場合、委託契約の一部若しくは全部を解除し、契約金を支払わない、又は支払われた契約金の一部若しくは全部を返還させるものとする。
- (6) 当該委託事業が終了した時は、雇用実績報告書を作成し、市に提出するものとする。
- (7) (6)により委託契約額を確定した結果、前金払いにより交付した委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入があるときは、市に対し返還するものとする。